

## A I 多言語音声翻訳及び映像通訳サービス提供業務の提案競技に関する質問と回答

令和6年2月14日

質問項目	質問内容	回答
1	実施要領>5業務内容> (1)、(2)	<p>今回 (1) A I 多言語音声翻訳 (2) 映像通訳 (テレビ電話通訳) が対象ですが、多言語翻訳と映像通訳を別々のメーカー製品でご提案することは可能でしょうか？</p> <p>A I 多言語音声翻訳と映像通訳が同一メーカー、同一製品である必要はございません。ただし、A I 多言語音声翻訳に関しては、再委託を認めていないことから、自社製品である必要がございますので、ご注意ください。</p>
2	実施要領>8各サービスの最低条件 >【映像通訳】> (2)対応時間	<p>福岡市の休日を定める条例のとおり、開庁日は原則平日となりますが、例外として3～4月に休日開庁を行うことがあり、当該開庁日について対応を依頼する場合がございます。 (参考：昨年の休日開庁日) ・令和5年3月26日(日) 10～14時 ・令和5年4月2日(日) 10～14時</p>
3	実施要領>9 特記事項 > (4)再委託の禁止	<p>「A I 多言語音声翻訳に関する業務について、再委託は認めない。」とありますが、御提案予定のサービス事業者拠点が福岡県外にあり、弊社が契約代行をさせて頂く形式を取ろうと考えております。この場合も再委託に該当してしまいますでしょうか？</p> <p>当該記載の趣旨としては、A I 多言語音声翻訳のサービス提供が主たる業務であるため、当該業務について再委託を禁止するものです。御社が契約事務のみを代行し、サービスの提供は別の事業者が行うという形式であれば、再委託に該当するとみなします。</p>
4	実施要領>5業務内容> (1)、(2)	<p>(1) A I 多言語音声翻訳 (2) 映像通訳 (テレビ電話通訳) どちらか片方のみでのご提案は可能でしょうか？</p> <p>いずれの機能も提供できる事業者様を選定する趣旨で公募しておりますので、片方のサービスのみでのご提案があった場合、失格とさせていただきます。</p>